

資料 3－1

指定管理業務に関する仕様書

1 目的

この仕様書は、乙が指定管理者として行う、埼玉県県民の森（以下、県民の森）の指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書（案）に定めたことを遵守し実施するほか、乙が県民の森指定管理者候補者の公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる施設の概要については募集要項 2 (4) のとおりとする。

2 管理運営の基本計画

(1) 開園期間等

ア 開園時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 休業期間 1 月 1 日から 2 月末日まで及び 12 月 1 日から 31 日まで

※ 県民の森の管理上必要があるときは、県の承認を得て、臨時に休業日を定め、その一部の利用を禁止し、又は開園時間を変更することができる。

(2) 技術者等の配置

ア 県民の森の管理運営を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を県に報告すること。また、これを変更したときも同様とする。

イ 森林・林業に対する専門的知識、貴重な動植物の生息状況の把握、森林や広場を活用した体験学習の実施など、森林に関する技術と知見を有する者を配置すること

3 業務の内容

(1) 森林、広場、学習室その他の施設の利用に関すること。

ア 森林の多様な植生、貴重な動植物の生育状況、利用者の安全性などに配慮し、各森林や広場の目的が達成されるよう利用促進を図ること

イ 学習室その他施設の利用促進を図ること

ウ ウェルカムストリートを活用し、多くの県民が森林とふれあうことができる機会を設けること

エ 上記にあたっては、利用者への安全に配慮するとともに、利用者の立場にたった案内板の設置等を行うこと

オ 施設の案内図やパンフレット等の提供やホームページによる広報など、利用者の拡大に努めること

カ 県民の森開業期間中は、原則旧展示室等を開館すること

(2) 森林についての学習に関すること

- ア 県民の森の各施設を活用し、県民が楽しみながら森林とのふれあいを深めるため、自然観察会や木工教室など体験事業を創意工夫のうえ、土日を中心に実施すること
- イ 下刈り、間伐等林業技術の習得や里山の整備活用のための教室など、森林の整備に関する研修を、関係機関と連携し複数回行うこと
- ウ 県民が、森林への親しみを深めるための講座を、年1回以上実施する。
- エ 上記学習体験等を実施するにあたっては、参加者の安全に配慮するほか、資料3-2に示す傷害保険等に参加すること
- オ 学習体験等への利用者拡大を図るため、ホームページ等による広報、関係団体との連携など適宜実施すること

(3) 県民の森（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること

- ア 県民の森利用者が安全に県民の森を利用できるよう、それぞれの施設を適切に維持管理すること。管理方法、実施回数等は、資料3-3参照のこと
- イ 施設の改築や修繕の実施区分については、資料4参照のこと
- ウ 保安林の管理については、関係法令を遵守すること
- エ その他、点検内容等定めがあるものについては、適時適切に行うとともに、万全の危機管理体制を実現するため必要な措置をとること

(4) 定期的及び臨時的な県への報告に関すること

- 年度別事業計画書、利用状況報告書、事業報告書等、別途定める期限までに県へ提出すること

(5) その他甲が必要と認めること

- その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、決めていくものとする。